

入札公告

古材の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び諏訪市財務規則(昭和55年諏訪市規則第1号。以下「財務規則」という。)第106条の規定により公告する。

令和 8年 4月 20日

諏訪市長 金子 ゆかり

1. 売買物件及び数量

城北小学校体育館古材 約11m³(床仕上げ材及び内壁仕上げ材)

2. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当していないこと。
- (3) 長野県内に登記事項証明書上の営業拠点(本店・支店・営業所等)を有する法人であること。
- (4) 古物営業法に基づく古物商許可を有すること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。また、これら暴力団員及び暴力団と、社会的に非難されるような関係を有していないこと。
- (6) 暴力団及び暴力団員の依頼を受けて入札に参加及び応募するものではないこと。
- (7) 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に賃貸しないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれら団体に属していないこと。
- (9) 市町村税を完納していること。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと(更生手続開始後又は再生計画の認可決定後の者を除く。)
- (11) 入札に関わる申請書類を指定した日時に持参すること。

3. 入札又は開札の場所及び日時

入札書の配付場所及び配付期間

ア. 場所 公共施設廃材利活用チーム事務局(都市計画課建築住宅係)又は諏訪市役所ホームページ(<http://www.city.suwa.lg.jp/>)内からダウンロード

イ. 期間 令和8年4月30日(木)から令和8年5月8日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで

開札の場所・日時及び入札書等の持参方法

ア. 場所 訪市役所2階203会議室

イ. 日時 令和8年5月15日(金)午後2時

ウ. 持参方法 開札日時に入札書等を会場に直接持参する

4. 入札物件を下記日程で公開する。

日時 令和8年4月27日(月)から令和8年4月28日(火)まで

午前9時から午後5時まで

確認を希望する場合は、あらかじめ公共施設廃材利活用チーム事務局担当者(電話 0266-52-4141(内線267))に連絡すること。

5. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金 免除する。

契約保証金 免除する。

6. 入札の無効

・入札参加資格のない人の入札

・入札書及び必要書類等に虚偽の記載をした場合や記載事項等に不備がある場合

・金額を訂正した入札

・入札に際し不正な行為があると認められた入札

7. その他

詳細は入札説明書による。

8. 問い合わせ先

諏訪市役所 公共施設廃材利活用チーム事務局(都市計画課建築住宅係) 担当:藤森、金子
電話番号 0266-52-4141(内線267)